

公益財団法人 大原記念労働科学研究所
理事会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大原記念労働科学研究所（以下「この法人」という。）の定款第31条に基づき、この法人の理事会に関する事項について規定し、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(理事会の構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(招集権者)

第4条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

第2章 理事会の招集

(招集手続)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(欠席)

第6条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

第3章 理事会の議事

(議長)

第7条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、理事長が欠席した場合は、常務理事が理事会の議長となる。

(定足数)

第8条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第9条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事会の議決に理事として表決に加わることはできない。

3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。

(決議の省略)

第10条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人・一般財団法人法」という。）施行規則第89条に定めるものとする。

(決議事項)

第11条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 評議員会の招集等に関する事項
- (2) 理事に関する事項
- (3) 組織及び人事に関する事項
- (4) 財産・財務に関する事項
- (5) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受けに関する事項
- (6) 重要な業務執行に関する事項
- (7) その他法令又は定款に定める事項

2 理事長は、前項の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、理事長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

(報告)

第 12 条 理事長及び常務理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

2 競業取引又はこの法人との間で取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。

3 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第 13 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び常務理事並びに監事は、これに記名押印しなければならない。

2 前項の議事録は、10 年間この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第 14 条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞無く報告するものとする。

第 4 章 雑 則

(改 廃)

第 15 条 この規程の改廃は理事会の決議による。

附 則

この規程は、公益財団法人労働科学研究所の設立の登記の日から施行する。